

日本国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始

(5月26日～)

【ポイント】

※本領事メールは、4月20日にご案内した「国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始について（5月下旬）」について、運用開始日等を正式にお知らせするものです。

- 本年5月26日より、日本国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請がはじまります。
- マイナンバーカードの交付手続きは引き続き当館の領事窓口で行いますが、領事窓口での申請手続（除く一部申請※下記4.参照）は、前日の5月25日で終了となります。
- 国外転出者向けマイナンバーカードは、従来と変わらず、2015年10月5日以降に国外転出をしている海外在住の日本国籍の方が対象です。（※下記3.参照）
- 申請手続きのオンライン化により、従来よりも受取までの期間が短縮されま

【本文】

1. 運用開始日時

2026年5月26日（火）21時00分頃から（当地時間）※日本時間午前9時頃

2. オンライン申請サイト

<https://www.kokugai.kojinbango-card.go.jp/kokugai-mnshinsei-u/>

※上記1.の運用開始日時まではメンテナンス画面が表示されますので、ご注意ください。

3. 対象者

国外転出者向けマイナンバーカードの対象者は、マイナンバー制度が導入された2015年10月5日以降に国外転出届を提出した日本国籍者となります（マイナンバーがすでに付番されている方）。

【参考】以下の方々を対象外となります。

- ・引き続き日本国内に住民票がある方

- ・日本国外で出生し一度も住民票が作成されたことがない方
- ・2015年10月5日より前に国外転出して、2015年10月5日以降に住民票が作成されたことがない方
- ・日本国籍を有しない方（元日本国籍者、特別永住者、中長期在留者を含む）

4. 領事窓口での取扱い（5月26日以降）

- (1) 申請手続はオンライン申請に統一されるため、窓口での紙申請は前日の5月25日で終了となります。（交付手続は引き続き当館の領事窓口で行います）
- (2) 暗証番号の初期化・再設定、一時停止解除、カード返納については、マイナンバーカード原本の提出が必要なため、引き続き領事窓口での手続となります。
※マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書用暗証番号（数字4ケタ）は3回、署名用電子証明書用暗証番号（英数字6ケタ～16ケタ）は5回、連続して入力を間違えるとロックがかかり、利用できなくなります。初期化・再設定の手続には、申請から交付まで2～3か月を要しますので、暗証番号の管理には十分ご留意ください。

5. オンライン申請に関する問い合わせ先

申請内容やオンライン申請サイトの操作に関するお問い合わせにつきましては、申請サイトを運用する J-LIS が対応します。当館ではお答えできませんので、ご不明な点等については、以下の問い合わせ先まで直接お問い合わせください。

(1) 問い合わせフォーム

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/inquiry/>

(2) 電話

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>

このうち、日本国外から発信可能な番号

+81-(0)50-3818-1250（日本時間 8:00-20:00、土日祝日問わず）